女性活躍推進法に関する情報公表

（男女の賃金の差異）

区分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	75.7%
正規労働者	80.8%
非正規労働者	72.7%

対象期間　　：2023 年度（2023/04～2024/03）

賃金　　：基本給、超過労働に対する報酬、通勤手当、賞与等を含み、退職手当を除く

正規労働者　　：正社員
※当社から社外への出向者を除く

非正規労働者　：期間工、パートタイマー、嘱託、契約社員（無期、有期）
※派遣社員を除く

（差異についての補足説明）
当社において、賃金体系及び制度上の相違は有りません。
但し、基幹職比率等において人材ポートフォリオの偏りが有り、それに伴う賃金格差が生じている事に加え女性の労働時間（残業・深夜業）が男性より少ない事に起因しています。

人材ポートフォリオの偏りの改善及び全従業員の労働時間削減に取り組んでいきます。